

人権について考えよう⑥

「児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)」

市民の皆さんと一緒に人権問題を考えるため、シリーズで掲載しています。

ストップ児童虐待！11月は防止推進月間

児童虐待は全国的に増加傾向にあり、家庭の環境や経済問題のほか、養育者の孤立や育児への不安、ストレスといったことが要因となっています。虐待を防ぐには、みんなで虐待のを知り、行動していくことが大切です。

虐待かもと思ったら、迷わずお電話ください

- ◆子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ◆小さい子どもを家においたまま外出している
- ◆不自然な傷や打撲の跡がある
- ◆衣服や体がいつも汚れている など



児童虐待に関することや子育ての悩みなどの相談窓口

機関	相談内容	連絡先
すこやかなくらし包括支援センター (福祉交流プラザ内)	児童虐待に関する相談、子どもの発達や生活に関する心配など	☎025-526-5623(直通) ✉sukoyaka@city.joetsu.lg.jp
上越児童相談所	児童のあらゆる問題についての相談	☎025-524-3355
全国児童相談所共通ダイヤル	子育ての相談や虐待に関する相談	☎0120-189-783

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは？

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」です

※11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」

DVは、配偶者や交際相手から振られる暴力のことです。重大な人権侵害であり、相手の体や心を深く傷つけます。どんな理由があっても、暴力は許されないのです。



DVには、さまざまな暴力の形があります

◆身体的暴力

- ・殴る、蹴る、物を投げる
- ・髪をひっぱる、突き飛ばす
- ・刃物などの凶器を突きつける

◆精神的暴力

- ・大声で怒鳴る、暴言を吐く、無視し続ける
- ・大事にしているものを壊す、壊すと脅す
- ・家から締め出す

◆経済的暴力

- ・生活費を渡さない、働かない
- ・借金を重ねる
- ・仕事をさせない

◆性的暴力

- ・性行為を強要する
- ・アダルトビデオや卑猥な雑誌を無理やり見せる
- ・避妊に協力しない

◆社会的暴力

- ・外出や交友関係を制限する
- ・他の異性との会話を許さない
- ・メールや電話のチェックや制限

◆子どもを巻き込んだ暴力

- ・子どもの前で暴力を振るう、暴言を吐く
- ・子どもを危険な目に遭わせる
- ・子どもに暴力を振るうと脅す

「DVかも」と思ったら、一人で抱え込まず相談してください

性別や年齢を問いません。匿名、未成年の人の相談も受け付けます。

相談窓口 ウィズじょうえつ(市民プラザ内、男女共同参画推進センター女性相談)

☎025-527-3614、✉(相談申込) w-soudan@city.joetsu.lg.jp